十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一五六を乗じて得た額とする。

［２　略］

第十一条の二　令和八年度に限り、令和七年四月二日から令和八年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［略］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.013×0.667×1.006）／2

A×1.013、A×1.013×0.667、（A×1.013×0.667×1.006）及び（A×1.013×0.667×1.006）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和７年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和6年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和7年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　略］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（87,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989－F＋G

87,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（87,200円×α）×A及び｛（87,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

G　第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の

十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一一一を乗じて得た額とする。

［２　同上］

第十一条の二　令和七年度に限り、令和六年四月二日から令和七年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［同上］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.175×0.667×0.982）／2

A×1.175、A×1.175×0.667、（A×1.175×0.667×0.982）及び（A×1.175×0.667×0.982）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和６年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和5年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和6年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　同上］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（90,800円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989－F－G＋H

90,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800円×α）×A及び｛（90,800円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

G　第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

H　第18条第3項第1号の算式の符号Hに同じ。

［同左］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の